

議案第15号

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市福祉のまちづくり条例（平成9年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第30条第2号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

第32条第4号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第5号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第33条の見出し中「特定建築物」を「公立小学校等及び特定建築物」に改め、同条中「第26条」を「令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第26条」に改める。

第2条 川崎市福祉のまちづくり条例の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第21条」に、「第23条～第25条」を「第22条～第24条」に、「第26条」を「第25条」に改める。

第10条第2項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同項第6号中「案内標示及び視覚障害者誘導施設」を「標識、案内設備及び案内設備

までの経路」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 移動等円滑化経路（令第18条第1項に規定する移動等円滑化経路をいう。以下同じ。）に関する事項
- (2) 敷地内の通路に関する事項

第22条を削る。

第3章第3節中第23条を第22条とし、第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第4章中第26条を第25条とし、第27条を第26条とする。

第28条中「規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項」の次に「(次項に規定する条例対象小規模特別特定建築物（令第10条第2項に規定する条例対象小規模特別特定建築物をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を加え、「第33条」を「第32条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例対象小規模特別特定建築物について法第14条第3項の規定により同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次条から第30条まで、第32条及び第33条に定めるところによる。

第28条を第27条とし、第29条を第28条とし、第30条を第29条とする。

第31条第1項中「令第18条第1項に規定する」及び「(以下「移動等円滑化経路」という。）」を削り、同条を第30条とする。

第32条第2号中「道等（以下この条）」の次に「及び第33条」を加え、同条を第31条とする。

第33条中「第26条」を「第25条」に、「第29条第1項、第30条」を「第28条第1項、第29条」に改め、「前条の規定」の次に「(条例対

象小規模特別特定建築物にあつては、同条の規定を除く。）」を加え、同条を第32条とし、同条の次に次の1条を加える。

(建築物移動等円滑化基準に関する規定の準用)

第33条 条例対象小規模特別特定建築物の廊下等については令第11条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の階段については令第12条(第6号を除く。)の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の傾斜路については令第13条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の便所については令第14条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の敷地内の通路については令第16条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の駐車場については令第17条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については令第18条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の令第20条第1項及び第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所については同条の規定を、条例対象小規模特別特定建築物の道等から同条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路については令第21条の規定を準用する。この場合において、令第18条第1項中「次に」とあるのは「第2号又は第3号に」と読み替えるものとし、条例対象小規模特別特定建築物のうち令第5条第1号に規定する公立小学校等及び第25条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物については、令第11条から第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項中「不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と読み替えるものとする。

第34条中「第26条」を「第25条」に改める。

別表中「第27条」を「第26条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際現に工事中の指定施設（川崎市福祉のまちづくり条例第15条に規定する指定施設をいう。以下同じ。）の新築等（川崎市福祉のまちづくり条例第11条に規定する新築等をいう。以下同じ。）又は第2条の規定の施行の日から令和3年10月30日までに工事に着手する指定施設の新築等については、同条の規定による改正前の条例第22条の規定は、なおその効力を有する。

参考資料

## 制 定 要 旨

公共的施設の整備基準に移動等円滑化経路に関する事項等を追加すること、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に付加する事項を定めること等のため、この条例を制定するものである。